Public Information
Furubira

●●●広報●●●

ふるびら

■町が一年で一番賑わう日　　夏の古平　　猿田彦命（さるたひこのみこと）

年に一度、氏神様が御社を出られ、町内を御巡幸し、直接、氏子の人たちの生活をご覧頂くための御神輿渡御。
力強い太鼓と笛の音色が鳴り響く中、神の導き役、道先案内人である天狗さんが華麗な舞を見せる。

2011［平成23年］
8月号
No.429

今月の主な内容

◆後期高齢者医療制度のお知らせ……２Ｐ
◆古平町職員採用のお知らせ……６Ｐ
◆交通事故死ゼロ２０００日達成……11Ｐ

後期高齢者医療制度のお知らせ
～　保険証（被保険者証）の一斉更新について　～

■　新しい保険証に変わります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成23年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの保険証を破棄し、新しいものをご使用ください。

○ 新しい保険証の有効期限は、平成25年7月31日までです。
○ 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場民生課健康保険係までお申し出ください。
○ 今回から、うら面に臓器提供に関する意思表示欄があります。

保険証の色は変わりません（黄色です）

有効期限が平成25年になっているかお確かめください

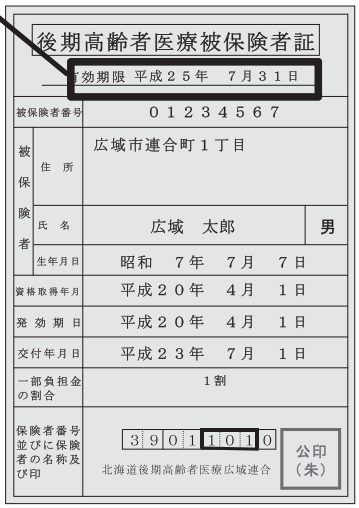
後期高齢者医療被保険者証

有効期限	平成２５年　７月３１日	
被保険者番号	０１２３４５６７	
被保険者 住所	広域市連合町１丁目	
被保険者 氏名	広域　太郎	男
被保険者 生年月日	昭和　７年　７月　７日	
資格取得年月	平成２０年　４月　１日	
発効期日	平成２０年　４月　１日	
交付年月日	平成２３年　７月　１日	
一部負担金の割合	１割	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3901 1011 0 北海道後期高齢者医療広域連合	公印（朱）

◆　医療機関での窓口負担（一部負担金）の割合

医療機関での窓口負担の割合は、前年の所得により1割（一般）と3割（現役並み所得者）に分かれます。

『一　般』の方	『現役並み所得者』の方
窓口負担　1割	窓口負担　3割

●　現役並み所得者」について

「現役並み所得者」とは、所得の基準で①を超える場合をいいます。

① 所得 の基準	住民税課税所得	145 万円

☆　ただし、収入の額が②のいずれかの金額未満の場合は、市町村窓口へ申請し認定を受けると、原則申請の翌月1日から1割負担になります。

② 収入 の基準	被保険者が1人の世帯	【当該被保険者の収入額】	383 万円
	被保険者が1人で、同一世帯に70～74歳の方がいる世帯	【当該被保険者及び同一世帯に属する７０歳～７４歳の方の合計収入額】	520 万円
	被保険者が複数いる世帯	【同一世帯の被保険者の合計収入額】	520 万円

●　医療機関へのお支払いが困難な場合

医療機関へのお支払いが困難な場合は、役場民生課健康保険係へご相談ください

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、医療機関へのお支払いが困難な方については、一時的・臨時的に窓口負担の減免を受けられる場合があります。

■　減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成23年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

8月以降も減額認定証が必要な方は、下記の交付対象に該当することをご確認の上、役場民生課健康保険係へ申請してください。

有効期限が保険証と異なりますのでご注意ください

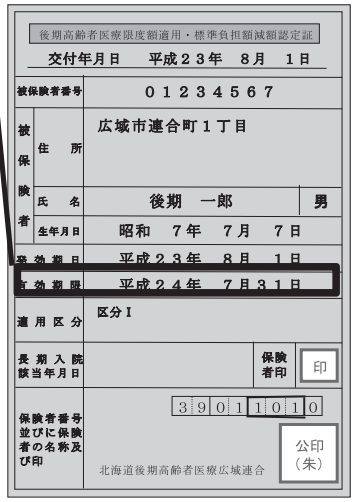

減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です

区　分　Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税である方
区　分　Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方）
	・老齢福祉年金を受給されている方

減額認定証の色も変わりません（オレンジ色です）

◆　医療機関でのお支払いについて

●　高額療養費

1か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。

区　分		1か月の自己負担限度額 ①外来《個人単位》	1か月の自己負担限度額 ②外来＋入院《世帯単位》
現役並み所得者		44,400円	80,100円＋1%（44,400円）
一　般		12,000円	44,400円
減額認定証交付対象者	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

→
- 1%とは、一定の限度額を超えた医療費（医療費総額－267,000円）の1%を表します。
- （　）内の金額は、過去12か月に3回以上、高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給に該当した場合の自己負担限度額です。

●　入院したときの食事代など

入院したときは、医療費の自己負担額のほかに、食事代などの一部（標準負担額）をお支払いいただきます。

区　分			食事療養標準負担額（療養病床以外に入院された方） 食事代	生活療養標準負担額（療養病床に入院された方） 食事代	生活療養標準負担額（療養病床に入院された方） 居住費
現役並み所得者　・　一般			1食につき 260円	1食につき 460円※	
減額認定証交付対象者	区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき 210円	1食につき 210円	1日につき 320円
		過去12か月で90日を超える入院	1食につき 160円		
	区分Ⅰ	年金受給額が80万円以下の方	1食につき 100円	1食につき 130円	
		老齢福祉年金を受給している方		1食につき 100円	0円

※　一部医療機関では、420円です。

●　高額介護合算療養費

同じ世帯の被保険者が1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた場合、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

☆　お問い合わせ先　☆

北海道後期高齢者医療広域連合 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目　国保会館6階 電話　011－290－5601	役場　民生課　健康保険係 電話　42－2181

議会だより

古平町議会第2回定例会が6月22日開催され、各会計補正予算、各条例改正案などの議案を審議しました。

◆議案第23号
平成23年度古平町一般会計補正予算（第2号）
【要旨】 現行予算に1、521万5千円を追加し、予算総額を28億9、650万8千円とした。
【主な内容】 古平小学校解体工事に係る実施設計業務委託料の追加。

◆議案第24号
平成23年度古平町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
【要旨】 現行予算に16万2千円を追加し、予算総額を6、216万2千円とした。
【主な内容】 後期高齢者医療保険料過誤納付還付金の追加。

◆議案第25号
古平町税条例の一部を改正する条例案
【要旨】 東日本大震災の緊急的な対応として、地方税法の一部が改正となったことによる条例改正。

◆議案第26号
古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
【要旨】 地方税法の賦課限度額見直しに準拠した賦課限度額の改正。
【主な内容】 保険税基礎賦課額の賦課限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金の賦課限度額を13万円から14万円に、介護納付金賦課額の賦課限度額を10万円から12万円とする条例改正

◆議案第27号
古平町温泉交流広場設置条例案
【要旨】 旧温泉施設跡地に、町民の災害時に備えた安全・安心なまちづくりと潤いある交流の促進を図ることを目的とした温泉交流広場を設置するにあたり、その使用等について必要な事項を定るため、新たに条例を制定するものです。

◆議案第28号
古平町公共下水道条例の一部を改正する条例案
【要旨】 （社）日本下水道協会の公益法人化による地方支部の廃止に伴う文言整理。

◆議案第29号
古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
【要旨】 新規事業の追加等により、過疎計画に変更の必要が生じ、議会の同意を求めたものです。
【追加された事業】
・歌棄地区インターネット整備事業
・肺炎球菌ワクチン予防接種事業
・小樽掖済会病院古平診療所医療機器購入助成事業
・児童学力向上事業

◆報告第1号
繰越明許費繰越計算書について
【要旨】 平成22年度の国の補正予算による交付金を活用しての事業執行について、当該年度中の執行が難しいことから翌年度に繰越して事業執行することを議会に報告するものです。
【繰越明許費の事業】
・地域活性化きめ細かな交付金事業
・地域活性化光をそそぐ交付金事業
・古平小学校改築事業
・林道チョペタン線災害復旧事業

◆同意第3号
古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について
◎選任すべき委員
堀江昭夫　氏（62歳＝浜町）
任期　平成23年6月24日から
　　平成26年6月23日まで

◆推薦第1号
古平町農業委員会委員の推薦について
【要旨】 議会推薦の農業委員を推薦するものです。
◎再任
堀　清　氏（54歳＝栄町）
任期　平成23年7月20日から
　　平成26年7月19日まで

◆発議第1号
行財政構造改革調査特別委員会の設置に関する決議案
【要旨】 第2次行財政改革プランの実施にあたり議員として財政状況、社会的影響等を調査検討し、十分な状況を認識するための行財政構造改革調査特別委員会の設置を可決

◆意見案第3号
原発からの撤退、安全優先と自然エネルギーへの転換を求める意見書
【要旨】 政府に対し、原発からの撤退、安全優先と自然エネルギーへ転換を求める意見書提出の陳情を採択し、政府へ意見書を提出

◆陳情第4号
ＩＬＯ第94号条約の批准と公契約法の早期制定を求める陳情
【要旨】 政府に対し、公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されるためにも条約を速やかに批准し、公契約法の制定を求める意見書提出の陳情を委員会付託

◆議会を傍聴しませんか？

古平町議会がどのように会議を行っているのか、みなさんもその様子を見たり、聞いたりすることができます。これを傍聴と言います。
傍聴にあたっては、会議当日に議場入口にある傍聴人受付簿に住所・氏名・年齢を記入するだけで傍聴できます。

【お問い合わせ】 古平町議会事務局
☎42―2181
内線70・71

情報との出合い

【自衛官を募集します】

○一般曹候補生　○自衛官候補生
○看護学生　○航空学生　○防衛大学校学生　○防衛医科大学校学生等を募集します。

細部応募資格等については、次までお問い合わせください。

◆問合せ先

自衛隊札幌地方協力本部
　小樽地域事務所
（小樽市稲穂2―22―4
　樽石ビル2階）
☎0134―22―5521

【知っていますか？　建退共制度】

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

●加入できる事業主・・・
　建設業を営む方です。

●対象となる労働者・・・
　建設業の現場で働く方です。

●掛金・・・日額310円

◆詳細問い合わせ

建設業退職金共済事業本部
北海道支部
☎011―261―6186

【入国警備官採用試験の実施について】

平成23年度入国警備官採用試験を次のとおり実施します。入国警備官とは、日本を訪れる外国人の出入国及び在留の管理（違反調査・摘発・収容・送還）をする仕事です。不法残留している外国人は約7万8千人にも上っており、ますます入国警備官の重要性が高まっています。

○申込期限
・郵送・持参　8月2日（火）
法務省札幌入国管理局総務課
〒606―0042
札幌市中央区大通西12丁目
　札幌第3合同庁舎7階
・インターネット　7月26日（火）
（http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html）

○試験日（第一次試験）
・9月25日（日）

○受験資格
・昭和63年4月2日から
　平成6年4月1日生れの方

○問合せ・受験申込書の請求先
人事院北海道事務局
　☎011―241―1248
法務省札幌入国管理局総務課
　☎011―261―7502

【NHK学園　受講生募集中】

NHK学園では、生涯学習通信講座の受講生を募集しています。まずは、無料の案内書をご請求下さい。

■募集内容：
　生涯学習通信講座
　趣味・教養から語学・資格まで、200コース以上あります。

■募集期間：通年申込受付

■問い合わせ先：
NHK学園
　☎042―572―3151
案内書請求フリーダイヤル
　✉0120―06―8881

【新規高等学校卒業者（平成24年3月卒）の採用をお願いします】

平成24年3月高校卒業予定の多くの生徒が地元での就職を希望しておりますが、新卒者を取り巻く雇用環境は大変厳しい状況にあります。地元で就職し、地域で活躍することを願う優秀な若い人材がたくさんおります。

ハローワークでは、6月20日より平成24年3月卒業予定の生徒向け新規学卒求人の受付を行っております。

若い人材を活かし地域の活性化を図るとともに、若者の自立を促進するためにも、地元企業・関係団体からの求人を広く募集いたします。

未来を担う若者の積極的な採用について、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○求人のお申し込みは：
ハローワーク小樽
　☎0134―32―8689
ハローワーク余市
　☎0135―22―3288

【知っていますか？　道の「苦情審査委員制度」】

道の仕事に関して、皆さんの利害に関わる苦情は「苦情審査委員」に申し立ててください。苦情の解決に向けて、中立的な立場から、道の業務や制度の内容を調査し、道の機関に是正や改善を求めます。なお、個人情報の保護には十分配慮します。

○苦情申立・問合せ先
〒060―8588
札幌市中央区北3条西6丁目
道庁「道政相談センター」
☎011―204―5022
FAX011―241―8181
Eメール
kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

苦情の申立ては、「苦情申立書」により郵送、ファックス、メールでも申立てできます。

●古平町 職員採用のお知らせ●

・古平町では、平成24年４月１日付けで一般事務職員１名を採用予定です。
・後志町村会上級試験合格者を対象としますので、採用を希望される方は、次の受験内容をご確認ください。
・古平町での採用第２次試験については、採用資格試験合格者に対し追って連絡することとしています。

平成24年度　後志管内町村職員　採用資格試験案内

- **受験資格**　・初級試験は、平成２年４月２日から平成６年４月１日までに生まれた者。
  ・上級試験は、昭和59年４月２日から平成２年４月１日までに生まれた者。
- **試験日時**　平成２３年９月１８日（日）　８時３０分までに着席
- **試験場所**　倶知安高等学校（倶知安町北７条西２丁目）
- **受付期間**　平成２３年７月１１日（月）から８月１０日（水）まで
  (郵送の場合は、８月１０日までの消印有効)
- **発　　表**　第一次試験の結果は１０月中旬、合格者に通知します。
- **申込書の請求(提出)先**　役場総務課または後志町村会。郵送の場合は、封筒（Ａ４判が入る大きさ）の表に「町村職員試　験申込書請求」と朱書し、120円切手をはった宛先明記の返信用封筒を必ず同封して請求してください。

【お問合せ先】

後志町村会⇒〒044-8588 倶知安町北１条東２丁目　後志合同庁舎　☎0136-22-0216
古　平　町⇒〒046-0192 古平町大字浜町40番地4　☎0135-42-2181 内線 21（職員係）

古平町職員（保健師・保育士）採用のお知らせ

なお、上記の後志管内町村職員採用試験とは別に、古平町では平成24年４月１日付けで保健師１名、保育士１名を採用予定です。詳しくは、保健師については保健福祉課（☎42-2182）、保育士については総務課職員係（☎42-2181）までお問い合わせください。

「夏の暴力追放運動」強化月間

H23.7.21（木）～H23.8.20（土）

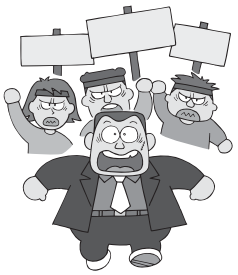

道内の暴力団は、暴力団排除気運の高まりと警察の取り締まりにより社会から孤立しつつありますが、組織の維持･拡大のために組織系列化と不透明化を図りながら、資金獲得活動を多様化させており、また、少年犯罪は依然として重要犯罪や暴力団の資金源となる薬物犯罪に関わるものが後を絶ちません。そのようなことから北海道暴力団の排除の推進に関する条例の施行と学校の夏休み期間に合わせて暴力追放強化月間を設定し、暴力追放の道民運動を道内全域において強力に推進します。

○北海道から暴力を追放し、明るく住みよい郷土を作りましょう。
○身に覚えのない請求書・督促状等は、相手方に確認の電話をせず、家族に確認しましょう。
○振り込め詐欺は警察に通報し、すぐにお金を振り込むのは止めましょう。
○暴力団の被害にあったり、見たり、聞いたりしたときは、警察に通報しましょう。
○口止め料、寄付金、用心棒代等の強要や交通事故の示談等の民事への暴力団の介入は、警察や暴力追放センターに通報しましょう。
○もめごとの解決に暴力団を利用するのは止めましょう。
○暴力団の義理かけ行事等に会場や施設などを使用させないようにしましょう。
○覚せい剤には絶対に手を出さないようにしましょう。
○少年の非行を見たり、聞いたりした時は、警察に連絡し、非行を繰り返させないようにしましょう。
○校内暴力や家庭内暴力の防止に家庭、学校、地域がお互いに協力しましょう。
○暴力団のたまり場等への集合や暴走行為を見たり、聞いたりした時は警察に通報しましょう。
○暴力に関する悩みやお困りの方は、警察署、交番、暴力追放センターに相談しましょう。

暴力追放センター北海道札幌本局　☎ ０１１－２７１－５９８２

8月は 北方領土返還要求運動 －全国強調月間－

北方領土問題とは・・・

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方四島は、一度も外国の領土になったことのない我が国固有の領土ですが、60年以上にわたってソ連・ロシアにより不法占拠されている状態が続いており、その返還は日本国民の悲願です。

北方領土返還要求運動とは・・・

北方領土問題を解決するためには、ロシアとの外交交渉を粘り強く継続していく必要がありますが、この対露交渉を支えるのは、国民の一致した世論の力強い支持です。

昭和20年12月１日、当時の根室市長が北方領土を米軍の占領下に置くよう、マッカーサー元帥に陳情書を提出したことが始まりとされる北方領土返還要求運動は、やがて北海道全域に広がり、さらに全国各地に浸透していきました。現在、民間団体を中心に、幅広い国民運動として全国各地で大きく展開されています。

２月７日は「北方領土の日」・・・

国では、２月７日の「北方領土の日」を中心に「特別啓発期間」、８月を「北方領土返還運動全国強調月間」に指定しています。

「北方領土の日」は、1855年２月７日にロシアとの間で国境を択捉島とウルップ島との間に定めた「日露通行条約」が締結されたことに、また、２月は「北方領土の日」を迎える月であること、８月は、1945年同月に旧ソ連軍が北方四島を占拠したことに、それぞれよんでいます。

強調月間の期間に合わせ、少しでも多くの地域住民の方々に北方領土問題に対する行事等への積極的な参加をしていただけるようご理解・ご協力をお願いいたします。

北方領土四島返還スローガン「国民の　声と熱意で　四島（しま）返還」

児童扶養手当の現況届を忘れないで!

毎年８月は、児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届の時期です。対象の方にご案内を７月下旬頃に郵送しますので忘れないよう提出してください。

現況届は、受給資格者の所得の状況と８月１日現在の児童の養育状況を確認するための届けです。

この届を提出しないと引き続き受給資格があっても、８月以降の手当を受けることができなくなります。

<児童扶養手当>

●受給資格

１　支給対象者（受給要件）

児童扶養手当は次の条件に当てはまる児童を養育している父または母や父母に代わってその児童を養育している方に対して支給されます。ただし、老齢福祉年金以外の遺族年金等の公的年金受給者は対象になりません。

２　手当支給の対象となる児童

18歳到達後最初の３月31日までの間にある児童または、20歳で一定以上の障がいのある児童で、次のいずれかに該当する場合

①父母が婚姻を解消した児童
②父または母が死亡した児童
③父又は母が重度の障害にある児童（国民年金の障害等１級相当）
④父又は母の生死が明らかでない児童
⑤父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
⑥父又は母に引き続き1年以上拘禁されている児童
⑦婚姻によらないで生まれた児童
⑧父母ともに、不明である児童

●所得制限

前年分の本人（受給者）及び扶養義務者などの所得が一定以上の方は、支給が停止されたり、減額等があります。

問い合わせ　　民生課　福祉係　　TEL ４２－２１８１

町内会長会議開催！

地域住民の代表である町内会長と町の施策等について意見交換をする町内会長会議が７月１日に文化会館にて開かれ、１６町内会の代表者の方が出席しました。

会議では、今年度策定しました、「第５次総合計画」や「まちの仕事」についての説明と、地域懇談会の開催方法についての協議を行いました。今年度の地域懇談会については、行政として、幅広く町民へ施策内容を周知したいため、町と町内会の共同開催とし、参集範囲については、町内会員全員を対象とすることで承認を得ました。

会議終了後には、来年２月の完成を目指して新築工事中の古平小学校の建設現場を視察しました。

※地域懇談会～今年の町の政策・施策を広く町民に伝えるために、地域担当協働職員が各町内会で実施する懇談会。

順調に着々と工事は進んでおります。

生活クラブ生協より　飛び出す絵本の寄贈

去る６月５日（日）生活クラブ生協のみなさんが、森づくり事業の一環として、古平町内に所有しているフィービラの森の草刈りツアーが実施されました。

その際、古平町の歴史を自分たちで作成した飛び出す絵本（全４冊）の寄贈がありました。

手作り感あふれる見事な作品に本間町長も感心しきりでした。

この絵本は、幼児センターみらいに保管されていますので、興味のある方は、センターに足を運んでみてはいかがでしょうか？

古平小学校で避難訓練実施！

震度６強の地震と津波が襲ってきた

東北地方大震災のように、予想のつかない地震や津波に備え、いつどんな場所においても安全に避難できる能力と災害から身を守ることを目的とした避難訓練が実施されました。

６月２１日、午前１０時１８分、震度６強の地震が発生、津波警報が発令されたことを想定し、行われました。地震の発生を知らせる緊急校内放送を合図に、児童たちは机の下に素早く潜り込み、先生の指示でグラウンドまで避難しました。

グラウンドまでは「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」を合言葉に、どの学年も真剣に取り組み、無駄話をすることなく整然と避難できました。

平成23年社会生活基本調査

調査票へのご理解をお願いします。

9月より調査員がお伺いします。

総務省において、国民の社会生活の実態を明らかにし、わたしたちが「より良い暮らしと社会」を得るためにこの調査が実施されます。

無作為に選ばれた地域にお住まいの世帯について、日々の仕事や学業、家事などに費やす時間や、過去一年間の自由時間に行った活動について調査します。

9月から調査員がお伺いします。

調査票へのご理解をお願いいたします。

このたび、古平町農業委員会委員に次の方々が就任しましたので、ご紹介します。（敬称略）

●澤口　良介　再任（63歳）
●池田　範彦　新任（73歳）
●柴田　逸昭　再任（57歳）
●野名　久　再任（83歳）
●佐藤　一郎　再任（76歳）
●土岐　篤子　再任（64歳）
●久米田彦二　再任（67歳）

【議会の推薦によるもの】

●堀　清　再任（54歳）

【後志農業共済組合の推薦によるもの】

●上野　裕揮　新任（62歳）

幼児センターにて…インターンシップ～余市紅志高生

インターンシップで自分を知り、社会を知り、協調性を養うことも就職前には有かもしれません

６／21～22の２日間、余市紅志高３年の女子生徒３名が、進路選択の参考とするため、実際に職場で仕事を体験しようと、幼児センターみらいにおいてインターンシップ（就業体験）を行いました。

この日、幼児センターを訪れたのは、菊地綾さん（古平町）、渡部有紗さん（古平町）、関　桃香さん（余市町）の３名です。さてさて、誰が見てもあきらかに緊張している顔つきだった３名。やっぱり最初は何をしてよいやらという感じでしたが、そんな時、助けてくれるのが子どもたちで「せんせ～あそぼ～」って。そんな、あや先生、ありさ先生、ももか先生にインターンシップを終えての感想をいただきました。

↑ありさ先生

↑あや先生

← ももか先生

緊張がなくなれば、こんな素敵な笑顔です。

初日は緊張して積極性に欠ける自分がいましたが、２日目はだいぶ慣れて自分から話しかけに行ったりすることができました。
この２日間、ものすごく勉強になり、将来、保育士という職についたら、立派な先生になりたいと思います。２日間、本当にお世話になりました。

菊地　綾

１日目は、みんなとうまく話せなくて、なかなか仲良くできませんでしたが、２日目は昨日の反省から、私から積極的に明るく話しかけるという目標は達成できたと思います。２日間という短い期間でしたが、ものすごく勉強になりました。少しは自分を知ることができました。ありがとうございました。

渡部有紗

１日目は緊張して思うようにできませんでしたが、２日目は緊張もなく積極的に話しかけたりできたと思います。先生方と色々お話し、先生って大変だなと思いました。この２日間は色々な体験をし、楽しさと学んだものがたくさんありました。先生方には優しく接してくださりありがとうございました。

関　桃香

「交通事故死ゼロ」2000日達成!

７月２日で「交通事故死ゼロ」２０００日が達成され、７月６日町長室において、後志総合振興局保健環境部長から本間順司町長に道交通安全推進委員会の賞状と盾が伝達されました。町長は、「この記録継続を途切れさすことのないよう、これからも死亡事故ゼロを目指し頑張ります。」と述べました。

古平町の記録は、６月末日現在で、島牧村についで第４位となっています。町民の皆さんが交通ルールを守り、安全運転に心がけているからこそ達成できたのではないかと思います。

これからもどうか、車の運転には十分気をつけてお願いします。

また、２０００日達成前の６月１５日には、古平町交通安全推進委員会による街頭啓発が実施され、町長自らドライバーに「安全運転でお願いします。」と訴えていました。

7/6 交通事故死ゼロ2000日達成による賞状と盾の伝達

6/15 交通安全推進委員会　街頭啓発

8.15 終戦記念日 ～古平に空襲があった日

1941年（昭和16年）12月８日、日本軍による真珠湾攻撃により、日本がアメリカ、イギリスに対し宣戦布告し太平洋戦争が開戦となり、1945年（昭和20年）８月15日、昭和天皇による終戦の詔書の朗読放送（玉音放送）により、４年にも及んだ戦争が日本の無条件降伏という結末に終わりました。そののち８月15日を「終戦の日」、「終戦記念日」と称されました。

その終戦の１ヶ月前に北海道空襲があったことをご存知ですか？

終戦の１ヶ月前となる7月14日、空母レキシントンを始めとする13隻の空母群からなる米海軍第３８任務部隊は、登別市幌別沖に展開、その洋上から、１隻平均１５０機のグラマン機を発進させ、東北及び北海道（根室、釧路、室蘭、苫小牧、函館）に大空襲と艦砲射撃を行いました。

翌15日は、石狩、江別、小樽、札幌なども攻撃を受け、この北海道空襲では、78市町村が標的になり、死者は確認されているだけで約2000名、負傷者約1000名、被害戸数約6700戸という被害となりました。

空襲といえばＢ29戦略爆撃機を連想しますが、Ｂ29戦略爆撃機はサイパン基地からの出撃であったため、航空距離の限界から空母搭載機及び艦砲射撃に限定された。

後志管内への空襲は、現在の仁木町、赤井川村、泊村を除く市町村が空襲に遭っており、死者が出た市町村は、小樽市33名、古平町21名、寿都町16名、積丹町13名、岩内町6名で、隣町の余市町では犠牲者はありませんでした。

古平町への空襲は、７月15日午前６時頃、米軍グラマン機による機銃掃射と爆弾投下により、マンガン鉱石積み込み中の汽船「射水丸」が攻撃され、死者21名の犠牲者を出し、汽船は沈没しました。 古平町への空襲は、この１回のみでした。

このような空襲や戦争は、失うものが多く、得るものがなにもないということ、そして、このような歴史の事実を、時とともに埋もれてしまわないよう語り継がなければならないのではないでしょうか？　　（参考文献：せたかむい、「語りつぐ北海道空襲」菊地慶一 著）

6／17（金）　幼児センターの子どもたち　ジャグリングパフォーマンスに魅了

幼児センターにジャグリングパフォーマンスKURO登場。KUROさんは小樽・札幌を拠点に全国各地の幼稚園や保育園等で活躍するプロのジャグリングパフォーマです。ショーの内容は、イスのバランスショー、お手玉ショー、つみきショー等で、園児と会話をしながら、優しい音楽に乗せたリズミカルなショーの進行に、まばたきをするのももったいないくらいでした。子どもたちは、開いた口を閉じるのも忘れ、プロのパフォーマーが繰り出す、形の変化や神秘的な世界に魅了されていました。

6／26（日）　青空市場　～　大盛況…行列は当たり前、売り切れ注意！

今年も青空市場の時期となり、第１回目となるこの日は、天候にも恵まれ、新鮮な魚介類等を求める多数の観光客で賑わいました。

ゆでえびは完売、若鳥のからあげは予約必須、海鮮焼きそば、ほたて、かきの炭火焼は行列覚悟、たらこなどの水産加工品も人気があり、開きほっけの大車輪干し（勝手にそう呼んでます）は訪れた人の目を引いていました。

この日の入込客は3100人。たくさん買っていただき、たくさん食べて頂きありがとうございました。

たくさんの方にご来場いただきました。

焼き物はやはり人気です。

魚介類がふんだんに使われた海鮮焼きそばも行列。

ゆでたエビとつぶ。特にエビは完売。

7／3（日）　浅井えりこ旗兼会長旗争奪少年野球大会　　みなぎる闘志で勝利を掴め

札幌はまなす少年軟式野球協会主催の第18回浅井えりこ旗兼第24回会長旗争奪少年野球軟式大会が中島公園スポーツ・レクリエーション広場野球場など３会場を舞台に開幕。開会式には町内外の30チームの約750人が入場行進。古平野球スポーツ少年団主将、越前雄貴（美小６年）君が選手宣誓、始球式ではピッチャーに小林翔真（古小５年）君、キャッチャーに茂木遼（美小６年）君、バッターボックスには本間町長が立ち、見事な空振りで大会の幕が開けました。試合の方は、一回戦で中南イーグルス（札幌市）と対戦し、８対６で残念ながら敗れてしまいました。なんで負けたのか…それを考え実践すれば次は勝てる!

7／3（日）　後志中学校柔道大会　　古中体育館を舞台に…

後志中学校柔道大会（中体連）が古平中学校体育館を会場に開催され、全道大会（7/30～北広島市）への切符を目指し、団体戦、階級別の個人戦で争われました。残念ながら、全道大会の切符を手にしたのは高谷龍祐（３年）君一人となってしまいましたが、出場した選手たちは日頃の練習の成果を見せようと一生懸命でした。

大会結果（入賞のみ）は次のとおりです。

男子　団体戦	第３位	
男子 ８１kg級	第２位	山口　雄生
	第３位	伊藤　開人
９０kg級	第３位	新岡　仁吾
９０kg超級	第１位	高谷　龍祐
女子 ６３kg級	第２位	田口　実柚

古中唯一の柔ちゃん　田口実柚（２年）さん

善戦及ばず　野呂君（２年）

団体戦のメンバーの顔ぶれ　どの選手も面構えよし

いきいき・ほのぼの文芸

古平町岬短歌会

逝きし親の齢こえてもまだ元気煙草をやめて酒も偶にと　泉　清三

それぞれに個性豊かに咲き誇るしだれ桜の可憐な姿　金子寿子

石段を数へて上る境内はしだれ桜の開花近づく　坂本信子

春の花散りゆく庭の片隅につゆの玉おく矢車の花　鈴木時子

家々の庭に競ひて花々は今を盛りと咲き誇りをり　田中香苗

初夏(はつ)を降り来し雨は虜寒く激しき音の屋根に響けり　仲谷喜美能

古平俳句会　越野清治　選

灯台を借景にして若布刈舟　斉藤波留

老鶯や里の風情を醸しをり　室谷弘子

父の背の思ひ出一つ初螢　山口悦子

時鳥風を知らずに聞きにけり　山口さとし

亡夫の忌に初ものビワ供へけり　大和田絵伊

古民家や主なき庭に額の花　高橋重子

歳時記を開けば照らす螢かな　堀典子

万緑の秘むる豊かな音のあり　白樺の目映きばかり緑濃し　杜若三日続きの沼の雨

娘は嫁ぎ二人の生活花水木　仲谷比呂古

潮騒は海の吐息や風薫る　渡辺嘉之

■選者吟■

お盆期間中の休日当番医をお知らせします。

【医科】

◆8月14日（日）
小嶋内科（☎22－2245）

◆8月15日（月）
田中内科医院（☎22－6125）

◆8月21日（日）
ながい小児科医院（☎23－6881）

当番医の診療時間は午前9時から午後5時までです。

【余市協会病院】（☎23－3126）
常時日直の医師がおり急患に限り診療いたします。
夜間については、急患に限り輪番制で診療いたします。

診療時間　午後6時～翌日午前7時
診療科目　内科・小児科・外科・整形外科

食べ過ぎ・飲み過ぎには注意。外から帰ったら適度な水分補給を心掛けましょう。

ご寄付いただき誠にありがとうございました（敬称略）

◎現金
50、000円　大井　崇資（大阪市）
100、000円　村井喜恵子（入船町）

◎物品
ブリタニカ国際大辞典47巻
鶴谷　利雄（札幌市）

おたんじょうおめでとう

氏名	生年月日	保護者	町内
五十嵐天真ちゃん	6・17	竜太さん	旭町

ご冥福をお祈りいたします

氏名	年齢	死去月日	町内
柏　長作さん	82歳	6・3	港町
佐々木　勉さん	77歳	6・7	浜1
能登　セツさん	73歳	6・7	清住
野村　子さん	84歳	6・9	浜3
加藤　清隆さん	97歳	6・10	本陣
木村　隆之さん	74歳	6・13	泥の木
加藤　ハナさん	89歳	6・14	浜3
竹内　泰子さん	75歳	6・18	本陣
小林　征男さん	67歳	6・26	栄町

町の人口と世帯数

		前月比
人口	3,718人	(－22)
男	1,749人	(－12)
女	1,969人	(－10)
世帯数	1,946世帯	(－10)

（平成23年6月末日現在住民基本台帳人口）